

第2章

福祉国家と市民社会の接点としての社会福祉

——台湾とシンガポールの比較から——

上村泰裕

はじめに

新興福祉国家に関する研究が進展しつつあるなかで、とりわけ社会福祉に焦点をあてる意義は何か。ひとつには、社会福祉という領域が福祉国家と社会の接点になっており、それゆえ新興福祉国家の社会学的な特徴を捉えるために格好の対象だということがあるだろう。

各国で社会福祉を担っているのは、国家だけではない。人々の通常の必要が市場や家族によって満たされているのはいうまでもないが、市場や家族がその役割を十分に果たせないとき、登場するのは国家とは限らない。伝統的には、親族ネットワークや地域コミュニティ、寺院や教会などの慈善活動が果たす役割も大きかった。

今日では、これら民間の社会福祉の多くは福祉NPOという形をとるようになってきている。そうした市民社会が担う社会福祉と、国家による社会福祉の関係はどうなっているのだろうか。また、その関係のあり方のなかに、新興福祉国家のいかなる特徴を見いだせるだろうか。

本章では、社会福祉における国家と市民社会の関係を捉えるための枠組みを提示したうえで、台湾とシンガポールの事例を取り上げて比較分析したい。

そのねらいは3つある。第1に、次章以降の各国の事例を読むうえでもヒントになるような概念を導入すること。第2に、各国論ではない比較分析がこの分野でも有効であるという可能性を示すこと。第3に、新興福祉国家論が今後取り組むべき課題を示唆すること。以上の3つである。

なお、事例として台湾とシンガポールを取り上げる理由は、ひとつには筆者の能力による限定もあるが、より積極的には、両事例が新興福祉国家の対照的な2つの進路を示しているからでもある。1980年代後半に民主化を経験した台湾と、経験しなかったシンガポールとでは、1990年代以降、社会福祉の分野でも非常に異なる道をたどることになった。15年の歴史を経た今では、その結果を検証することができる。そうしたことも、本章の課題のひとつである。

ここで、次節以降の構成を紹介しておこう。今日、社会福祉を考えるうえで、市民社会の役割を看過することはできない。先進福祉国家でも新興福祉国家でも、社会福祉における市民社会の役割への期待が高まってきている。しかし、市民社会の役割は、むしろ福祉国家の特徴によって規定されているのではないか。第1節では、このことについて考える。

さらに、台湾とシンガポールの社会福祉についてみると、市民社会の役割の違いよりも福祉国家のあり方の違いのほうが大きい。その背景には、上述のように台湾が民主化を経験したのに対して、シンガポールでは民主化が進んでいないという事情がある。そこで第2節では、両国の社会福祉において国家が果たしている役割の違いを検討する。

しかし結局、福祉国家や市民社会のこうした違いは、人々の日々の暮らしといかに結びつくのか。「福祉レジーム」の形成要因を探るだけでなく、福祉レジームが人々の暮らしに及ぼす効果についても考えるべきではないか。第3節では、台湾とシンガポールの社会福祉を例に、福祉レジームの効果について探る。

なお、本章で「社会福祉」という場合、日本における用語法にだいたい沿っている。しかし、台湾やシンガポールにもそれぞれの用語法があるので、

ここで少し整理しておきたい。

台湾では「社会福利」という言葉が使われるが、これはむしろ「福祉国家」に近い内容を含んでいる。すなわち社会福利には、社会保険、社会救助（生活保護）、福利服務（福祉サービス）、国民就業（雇用サービス）、保健医療などが含まれる。これらについて、中央政府のなかでは内政部社会司のほか、労工委員会、衛生署、退除役官兵輔導委員会などが所管している。本章の対象として取り上げるのは、このうち社会救助と福利服務である。これらは内政部社会司の所管である。なお、福利服務には、老人福利、身心障礙者福利、婦女福利、少年福利などが含まれる。

一方、シンガポールには、台湾の「社会福利」にあたるような包括的な言葉はない。シンガポールの「社会サービス (social services)」は、児童ケアサービス、障害者サービス、高齢者ケアサービス、家族サービス、学童ケアサービス、貧困者のための資金援助などを含む概念である。このうち各種のケアサービスや家族サービスについては、全国社会サービス協議会 (The National Council of Social Service : NCSS) に支援された民間非営利福祉組織 (Voluntary Welfare Organization : VWO) が担っている。資金援助については、全国に5つあるコミュニティ開発協議会 (Community Development Councils : CDC ——基礎自治体にあたる) が行っている。なお、社会サービス政策全体の設計は、コミュニティ開発省 (The Ministry of Community Development, Youth and Sports : MCYS) が担っている。

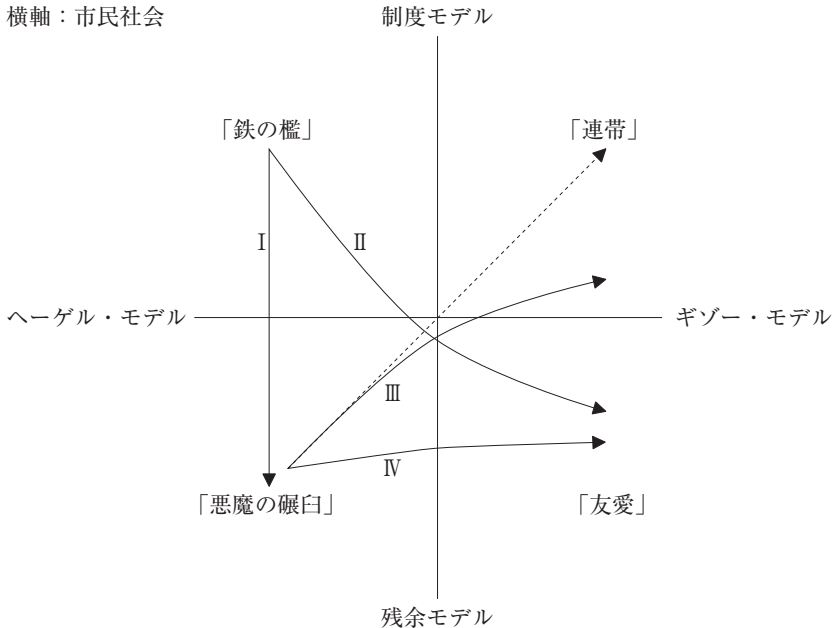
第1節 市民社会への注目

1. いかなる市民社会か

今日、社会福祉を考えるうえで、市民社会ないし市民社会組織の役割を看過することはできない。国家が福祉供給の大部分を担う、あるいは担うべ

図1 福祉国家と市民社会の組み合わせ

縦軸：福祉国家
横軸：市民社会



(出所) 上村 [2004: 52]。

きだと考える「古い」福祉国家の時代は過ぎ去り、「新しい」市民社会が果たす役割への期待が高まっている。しかし、エスピン-アンデルセン (Esping-Andersen) の「福祉レジーム」の考え方をもち出すまでもなく、ある国の福祉システムのなかで市民社会組織がどんな役割を果たすかは、その国の福祉国家のあり方に規定されていると考えられる。したがって、市民社会組織の役割を理解するためには福祉国家についても知る必要があり、その逆もまた真である。つまり、「いかなる福祉国家といかなる市民社会が組み合わせられているか」に注目すべきなのである。このことに関連して筆者は、福祉国家と市民社会の組み合わせの4類型を提案したことがある(図1, 上村 [2004: 52])。ここでは、本章の分析に必要な限りで紹介しておきたい。

まず縦軸は、福祉国家の2つの理念型を表わしている。「残余モデル」の福祉国家は、例外的な場合に限って最低限の給付だけを行う。それに対して「制度モデル」の福祉国家は、社会的平等という価値を実現するために、人々の必要に応じて給付を行う。

次に横軸は、市民社会の2つの理念型を表わしている。「ヘーゲル・モデル」の市民社会とは、市場における原子的個人のあいだの交換と契約によって成り立つ市場社会のイメージである。一方、「ギゾー・モデル」の市民社会とは、人々が様々な自発的組織のなかに編成されている民主社会のイメージである。

2つずつの理念型の組み合わせから、4つの「福祉国家－市民社会」モデルができる。第1は、「古い」福祉国家として批判されるようなモデルであり、図の左上にあたる。筆者はこれを、ヴェーバーの予言にちなんで「鉄の檻」モデルと名づけた。第2は、ネオリベリズムの改革がめざした市場中心社会のモデルであり、図の左下にあたる。筆者はこれを、ポランニ（ポラニー）の比喩にちなんで「悪魔の碾臼」モデルと名づけた。第3は、近年の「第三の道」論がめざしているモデルであり、図の右下にあたる。筆者はこれを、19世紀後半のイギリスでさかんになった友愛組合にちなんで「友愛」モデルと名づけた。第4は、社会的平等をめざす福祉国家と、人々の自由や自発性を担保する市民団体とが、互いに拮抗しつつ補完しあうモデルである。筆者はこれを、仮に「連帯」モデルと名づけた。

この図式は、福祉国家と市民社会の組み合わせに関する「理念」を分析するために考案したものであり、その限りで多くの国の政策分析に用いることができると思う。そこで、この図式を用いて台湾とシンガポールの福祉をめぐる政治言説を分析してみると、両国では異なる路線がめざされていることがわかる（上村 [2004: 53]）。

まず、台湾の陳水扁総統は「新中間路線」を唱えているが、彼は社会保障制度の確立を主張する一方で、グローバル資本主義の時代にあっては「社会福祉の理想が高すぎてはならない」とし、同時に「ボランティア台湾」を提

唱している（陳 [2000: 230, 185]）。これは、図のⅢのような路線をめざす考え方だといえよう。

他方、シンガポールでは、「福祉国家」（すなわち、ここでいう「制度モデル」の福祉国家）は未だに政治的禁句とされている。シンガポールのゴー・チョクトン首相（当時）は、演説のなかで地域福祉のための予算を増額することにふれながら、しかし「それはシンガポールが福祉国家に近づきつつあることを意味しない」と断言している。対照的に、市民社会については好意的であり、「人々が自分たちの利益を守るために自らを組織化すればするほど、シンガポールにとってはよいことである。彼らの自立はシンガポールを強くする」と述べている⁽¹⁾。これは、図のⅣのような路線をめざす考え方だといえよう。

以上のやや駆け足の分析から、台湾とシンガポールのいずれにおいても、福祉における市民社会の役割に対して期待が高まっていることがわかる。しかし、その市民社会にどのような福祉国家を組み合わせるかという点で、両者の路線は分岐している。この違いは、当の市民社会ないし市民社会組織の性格をも規定することになると思われる。以下では、台湾とシンガポールの社会福祉に関わる NPO に注目して、この点について考えてみたい。

なお、台湾では近年、NPO という呼び方も一般的になりつつあるが、法的には、人民団体法に定められた「社会団体」と、民法に定められた「財団法人」（基金会）の一部がこれにあたる（寺尾 [2001: 336]）。これらの NPO のうち、ここでは社会福祉に関わる活動を行っている団体について考える。一方、シンガポールには VVO と呼ばれる組織があるので、ここではこれを社会福祉に関わる NPO として取り上げる。

2. アドボカシー組織としての NPO

NPO 研究の第一人者であるサラモンによれば、アメリカにおける NPO の役割は次の 4 つであるという。すなわち、(1)個人のイニシアティブを尊ぶア

アメリカ的価値の具体化, (2)政府や市場によっては満たされにくいニーズに対するサービスの供給, (3)社会問題に対する人々の関心を喚起するアドボカシーの役割, (4)アメリカの市場システムと民主政治を効果的に機能させるための社会資本の創造, の4つである(サラモン [1999: 17])。しかし, NPOの具体的な役割としては, (2)と(3)を考えるべきだろう。ここでは, まずアドボカシー組織としてのNPOについて論じ, 次にサービス供給組織としてのNPOについて考えたい。

サラモンによれば, 現代の複雑な社会では, 表現の自由は, 個々の声を集約して効果的なものにするための結社の自由と結びつかなければ, ほとんど実質的な意味を持たない。NPOのアドボカシー機能は, 表現の自由を具体化するための重要な手段のひとつだという(サラモン [1999: 20])。こうした観点からみたとき, 台湾やシンガポールの福祉NPOはどの程度の役割を果たしていると考えられるだろうか。障害者福祉と高齢者福祉に関わる団体を取り上げて, 両国の違いを明らかにしたい。

台湾では, 1989年1月の「動員戡乱時期人民团体法」改正によって, 野党の存在が追認され, 同時に社会団体の設立も自由化された(寺尾 [2001: 335])。

同年には, 障害者福祉法の改正を求めて全国70あまりの障害者団体が結集し, 「促進残障福利法修正行動委員会」を発足させた。これが母体となって, 1990年には「中華民国残障連盟」が結成された。同連盟は, 1995年の「障害者福祉法」第二次改正や1997年の「身心障害者保護法」制定でも指導的な役割を果たした(蕭・孫 [2000: 36])。現在では230の障害者団体が加盟している(同連盟のホームページ)。

高齢者福祉の分野では, 1993年に「中華民国老人福利推動連盟」が結成されている。この組織は, 「老人福祉法」の改正をめざして, 社会福祉研究者とソーシャルワーカーらが老人団体に呼びかけて設立したものである(蕭・孫 [2000: 47])。1997年の改正「老人福祉法」の内容にも大きな影響を与えたといわれ(王 [2000: 283]), 現在では104の高齢者団体が加盟している(同

連盟のホームページ)。

他方、シンガポールでは、1988年に政府が設立した全国社会サービス協議会 (NCSS) が VVO を統括している。多数の「政府系 NGO」(田中 [2001: 260]) が、シンガポールの市民社会を特徴づけている。

シンガポールの障害者団体としては、「シンガポール障害者協会 (The Disabled People's Association in Singapore : DPA)」がある。この団体の前史は、障害者運動の国際組織である障害者インターナショナルの設立大会が1981年にシンガポールで開催された際の準備作業に始まる。障害者インターナショナルの初代会長は、シンガポール出身のロン・チャンドラン-ダドリー氏である。DPA 自体の発足はやや遅れて1986年のことだったが、近年では政府の審議会にも積極的に参画している (同協会のホームページ)。

高齢者福祉の分野では、1977年に「シンガポール高齢者活動グループ (The Singapore Action Group of Elder : SAGE)」が設立されている。この組織は、社会問題省 (当時) 政務次官チャン・チーセンの発案で発足した VVO である。高齢者に歌やスポーツ、旅行といったレクリエーションの機会を提供することを目的としており (同グループのホームページ)、アドボカシー組織としての機能は弱い。

こうしてみると、両国の状況はかなり異なっている。台湾では、1980年代後半の民主化以後、結社の自由が認められ、社会福祉に関わる団体も多数設立された。それらの団体は、1990年代の立法運動を通じて社会福祉制度の拡充をもたらした。つまり、台湾の福祉 NPO はアドボカシーの役割を十分に担っていると考えられる。それに対して、シンガポールの福祉 NPO には「政府系 NGO」が多い。また、政府系とはいえない団体でも、社会福祉に関する立法運動を主導するといった、活発なアドボカシーの役割は果たしていないように思われる。同じく「市民社会」といっても、その内実はそれぞれの国家のあり方に強く規定されているといえよう。

3. サービス供給組織としてのNPO

サービス供給組織としてのNPOの役割も、政府との関係のあり方によって決まる。ギドロンは、社会サービスの財源および供給主体の違いによって、政府とNPOの関係のあり方を4つの類型（下位類型まで入れると6つ）に分けている（Gidron, Kramer and Salamon [1992: 17]）。

第1は「政府優位型」であり、財源と供給の両方で政府が主要な役割を担うモデルである。ギドロンらによれば、このモデルは不安定であり、いわれているほど主流にはなっていないという。

第2は「NPO優位型」であり、財源と供給の両方でNPOが主要な役割を担うモデルである。ギドロンらによれば、このモデルは、イデオロギー的なし党派的な理由から政府介入が嫌われているか、そもそもサービスへのニーズが顕著でない場合にみられる。

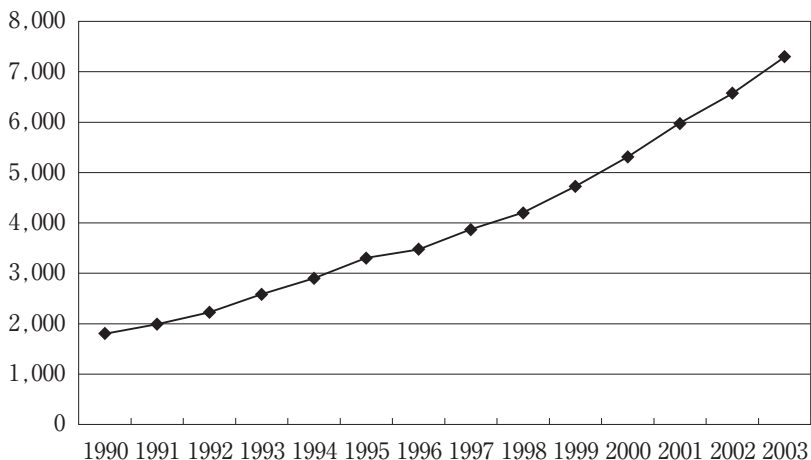
第3は「二重構造型」であり、政府とNPOがそれぞれ別個に財源と供給の両方を担うモデルである。その下位類型として、(1)追加モデル（NPOは政府と同種類のサービスを、政府のサービスが行き届かない人々に供給する）と、(2)補完モデル（NPOは政府が供給しない種類のサービスを供給する）がありうる。

第4は「協働型」であり、財源については政府が担い、供給については第三部門が担うというモデルである。その下位類型として、(1)販売店モデル（NPOは政府機関の代理として機能するだけで、裁量や交渉能力をもたない）と、(2)事業提携モデル（NPOはサービス運営に裁量をもつだけでなく、制度形成に影響を与える政治力もつ）がある。

さて、このような類型論に照らしたとき、台湾やシンガポールの福祉NPOはどのように位置づけられるだろうか。

台湾の福祉NPOは、近年急増を続けている。図2は、社会団体のうち「社会サービスおよび公益慈善団体」に分類される団体の数を表わしているが、これを見ると、1990年代以降、着実に増加してきていることがわかる。

図2 台湾：社会サービスおよび公益慈善団体数の推移



(出所) 内政部 [2004a]。

2003年の調査では、2万2470ある社会団体のうち、「社会サービスおよび公益慈善団体」に分類される団体の数は7300である（内政部 [2004b]）。また、台湾のNPO支援組織であるヒマラヤ研究発展基金会の調査によれば、規模の大きな300の基金会（財団法人）のうち「社会慈善」に関する活動を行っている団体は113あり、台湾のNPO活動において福祉サービスが重要な位置を占めていることがわかる（喜馬拉雅研究発展基金会 [2002]）。

福祉NPOと思われるこれらの団体に、台湾政府はどのような補助を行っているのだろうか。内政部の資料によれば、サービス内容ごとに細かく補助基準が定められている。例えば、老人ホームを運営できるのは財団法人だけであり、建設費や人件費が補助されることになっている。他方、デイケアサービスなどについては、財団法人だけでなく社会団体も補助対象になってくる（内政部 [2004b]）。これらの補助は、内政部の予算から行われる。2004年度に補助を受けた団体の数はのべ6604団体であり、その総額は27億3980万円に達する（内政部社会司 [2004]）。ただし、これはGDPの0.03%に過ぎない。

一方、シンガポールの福祉NPO（すなわちVWO）については、団体数の

年次推移を示す資料はみあたらない。表1は2001/02財政年度に補助金を受給した団体のリストであるが(補助金についてはすぐ後に述べる)、ここには、慈善団体、宗教団体、民族別の自助団体、公設民営のコミュニティ組織などを含めて60団体が掲載されている。また、ある政府の報告書には、「シンガポールには200以上のVWOがある」と書かれている(Interministerial Committee [1999: 108])。いずれにしても、人口当たりの福祉NPOの数は台湾のほうが多いことになる(シンガポールは200団体とすれば、1万人当たり0.6団体。台湾は7300団体とすれば、1万人当たり3.2団体)。

VWOに対する補助金の原資は、台湾の場合とは大きく違っている。シンガポールでは、全国社会サービス協議会のもとに設けられた共同募金会(Community Chest)が、2つの制度を通じて国民からの寄付を募っている。ひとつはSHARE(Social Help and Assistance Raised by Employees)と呼ばれる制度で、被用者が自分の給料から毎月一定額を寄付すると、雇用主も同じだけの額を寄付することになっている。もうひとつはCCIP(Corporate Community Involvement Programme)と呼ばれる制度で、企業が共同募金会に直接寄付するものである。寄付による福祉資金は政府予算からの支出よりも少ないが、それでもかなりの割合を担っているという。なお、共同募金会などからの公的な補助金は、VWOの運営費の半額までと定められている(Jones [2002: 64, 65, 67])。共同募金会からVWOに配分される補助金の合計は、表1にあるとおり、3500万シンガポール・ドル(以下、単にドルとする)弱である。これは、GDPの0.02%にあたる。

前節で検討したアドボカシーの役割も考え合わせると、台湾とシンガポールの福祉NPOは次のように特徴づけることができるだろう。

台湾の福祉NPOは、かなりの政府補助を受けているが、立法運動を通じて制度形成にも大きな影響を及ぼしてきた。ギドロンの類型論に沿って言えば、「事業提携モデルの協働型」ということになるだろう。もちろん、(1)政府がすべての財源を負担しているわけではないこと、(2)NPOがすべての供給を担っているわけではないことなど、モデルと完全に一致するわけでは

表1 シンガポール：共同募金会の寄付金使途と受益者数（2001/02財政年度）

	受益者数	金額（ドル）
児童・青年サービス		
ベルサトゥアン・ベルスラタン・ペムダ・ペムデイ・メラ ユ（4-PM）	12,440	147,517
ラーマクリシュナ伝道団	5,464	219,830
学生ケアサービス	44,012	1,109,080
小計	61,916	1,476,427
コミュニティ保健サービス		
ケアコーナー・マンダリン・カウンセリングセンター	26,432	648,990
カウンセリング&ケアセンター	2,495	635,432
ホスピスケア連合	8,463	697,243
シンガポール・サマリタンズ	46,855	608,650
シャンヨウ・カウンセリングセンター	2,300	79,483
シンガポール・アフターケア連合	1,465	126,159
アフターケア・ケースマネジメント（シンガポール反麻薬 連合）	375	34,163
シンガポール・メンタルヘルス連合	21,527	552,583
TOUCH 介護者支援サービス	1,050	118,992
小計	110,962	3,501,695
障害者サービス		
アジア女性福祉連合（AWWA）	5,223	1,599,128
特別な必要をもつ人々の連合（APSN）	1,625	2,353,221
自閉症連合（シンガポール）	40	169,589
ビズリンクセンター・シンガポール有限公司	5,167	1,187,287
カノッサ修道女会慈善団	155	605,788
シンガポール知的障害者運動（MINDS）	2,669	7,516,045
全国社会サービス協議会・障害者のための交通基金	561	96,870
レインボーセンター	698	1,406,429
シンガポール聴覚障害者連合（SADeaf）	1,512	1,026,440
シンガポール視覚障害者連合（SAVH）	2,515	2,024,220
シンガポール・チェシャーホーム（SCH）	117	730,156
身体障害者協会（SPD）	1,148	825,784
シンガポール脳性麻痺児連合（SCAS）	2,179	2,710,739
SUN-DAC 障害者センター	85	372,828
TOUCH コミュニティサービス	68	94,791
Very Special Arts シンガポール・有限公司	610	100,000
小計	24,372	22,819,315
高齢者サービス		
アジア女性福祉連合・高齢市民のためのコミュニティホーム	183	225,273
アジア女性福祉連合レディケアセンター	56	65,017
ブライトヒル不老長寿ホーム	176	236,419

	受益者数	金額（ドル）
ライオンズ支援サービス連合（シンガポール）	2,955	304,045
徳教太和観ホームヘルプサービス	100	79,011
徳教太和観ケースマネジメントサービス	300	140,567
ウェズリーホーム歓喜サービス（メソジスト福祉サービス）	100	68,200
PERTAPIS 高齢市民共同ホーム	40	21,587
ドーカス・ホームケアサービス（長老教会コミュニティサービス）	155	117,488
シンガポール高齢者行動グループ	6,700	202,532
シンガポール・ハンセン病救済連合ホーム	104	273,683
スリー・ナラヤナ伝道団	195	25,000
知的障害者のための陽だまり荘・有限会社	148	106,985
日光福祉行動伝道団ホーム	680	479,973
新地平センター（トアパヨ）	166	24,984
ツァオ財団・有限会社	300	140,567
TOUCH ホームケア	250	208,665
小計	12,608	2,719,996
家族サービス		
アンモキオ家族サービスセンター	5,850	664,273
AWWA 家族サービスセンター	1,910	209,931
超社会サービス	3,550	257,276
ケアコーナー家族サービスセンター（トアパヨ）	3,200	250,899
ケアコーナー家族サービスセンター（クイーンズタウン）	3,850	232,653
ケアコーナー家族サービスセンター（ウッドランズ）	4,000	109,969
ケアコーナー家族サービスセンター（アドミラルティ）	3,550	109,969
フェイユエ家族サービスセンター	20,800	421,464
HELP 家族サービスセンター	5,600	533,646
タンピンズ家族サービスセンター（メソジスト福祉サービス）	13,120	231,710
マクファーソン徳教太和観・家族サービスセンター	3,550	112,095
TRANS センター	7,240	459,051
アッサラム女子青年ムスリム連合（YWMA）家族サービスセンター	5,380	453,535
タンジュンパガー家族サービスセンター	3,360	109,969
全国家族サービスセンター電話相談	6,000	18,491
小計	90,960	4,174,931
合計	300,818	34,692,364

（出所） 全国社会サービス協議会のホームページ。

ないが、モデルによって大体的特徴を把握することはできる。

一方、シンガポールの福祉 NPO は、実質的な政府補助に大きく依存しているが、理念においては「寄付」によって成り立っている。しかし、その政治的自律性には疑問符がつくし、台湾のような立法活動もみられない。ギドロンらの類型論に照らせば、理念においては NPO 優位型を志向しているとも考えられるが、実際には「販売店モデルの協働型」ということになるだろう。

以上の分析から、台湾は「事業提携モデルの協働型」、シンガポールは「販売店モデルの協働型」という違いがあることが明らかになった。最初に検討した福祉国家と市民社会の組み合わせにおける「連帯モデル」（台湾）と「友愛モデル」（シンガポール）の違いが、ここに顕われているというべきだろう。

ただ、そうはいつでも両国は、政府と NPO の「協働型」という点では共通していることになる。NPO への補助金の対 GDP 比も、台湾が0.03%、シンガポールが0.02%で大差はない。連帯モデルと友愛モデルの違いは、わずかに福祉 NPO の裁量や政治的影響力の大きさということだけに限られるのだろうか。おそらくそうではあるまい。市民社会の表面的な類似の背後には、福祉国家の決定的な相違がある。以下の節では、福祉国家のほうに目を転じることにした。

第2節 福祉国家の相違

社会福祉における市民社会の役割だけに注目すれば、両国の違いは表面的にはそれほど目立たないものである。しかし福祉国家のほうに目を転じると、台湾とシンガポールの違いは大きい。したがって、福祉国家と市民社会の両方を分析しなければ、それぞれの国の社会福祉の全体像を捉えることはできないだろう。本節では、(1)所得保障、(2)福祉サービス、(3)社会福祉支出、の

3点について、社会福祉において国家が果たしている役割の違いを検討する。なお、(2)と(3)については前節と一部重複するところがあるが、本節では改めて福祉国家の側面からみていくことにしたい。

1. 所得保障の比較

まず、高齢者・障害者・低所得者に対する所得保障制度を取り上げて、台湾とシンガポールを比較してみたい。

(1) 台湾

① 高齢者

高齢者の所得保障としては、退職時に支給される労工保険老年給付（日本の厚生年金部分にあたるが、一時金として支払われる）がある。それに加えて、日本の基礎年金にあたる国民年金の導入が議論されているが、10年以上の議論を経ても未だに実現していない（上村 [2002], 黄 [2003]）。その間、国民年金に代わるものとして、65歳以上の高齢者のために以下のような各種手当が拡充されてきた。

まず、低所得高齢者には、社会救助法の最低生活費標準にしたがって「低収入戸老人生活補助」が支給される。ちなみに、2003年度の最低生活費標準（月額）は、台北市で1万3313元、高雄市で9712元、台湾省で8426元、金門・連江県で6000元となっている（内政部のホームページ）。

次に、「中低所得」の高齢者のためには「中低収入老人生活手当」（1993年施行）がある。これは、扶養能力のある子女がおらず、しかも世帯所得が上記の最低生活費標準の1.5～2.5倍である場合に1人月額3000元、同標準の1.5倍以下である場合には1人月額6000元を給付するものである。なお、後述の老年農民福利手当や心身障害者生活補助と併せて受給することはできない（内政部のホームページ）。

このほか、高齢農民を対象とする「老年農民福利手当」（1995年施行）があ

る。他の制度が内政部の所管であるのに対して、この手当は行政院農業委員会が管轄している。高齢の農漁民に対して、1人月額4000元を給付している（行政院農業委員会のホームページ）。

さらに、2002年からは「敬老福利生活手当」が導入された。これは2000年3月の総統選挙で民進党初の総統となった陳水扁氏が公約に掲げていたもので、軍人や公務員などの退職金や、上述の諸手当などを受給していないことなどを条件に、1人月額3000元の手当を給付するものである。この制度は、国民年金制度が施行されるまで継続することになっている（内政部のホームページ）。

②障害者

「中低所得」の障害者のためには「中低収入生活補助」がある。世帯所得が最低生活費標準の2.5倍未満である場合、障害の等級によって4000～7000元が給付される。また、全民健康保険の保険料の減免制度があり、極重度および重度障害者の場合は全額補助される。以下、中度障害者については2分の1、軽度障害者については4分の1が補助される。さらに、重度障害児の教育費については、社会福祉施設の特殊教育を受ける場合は1人月額6000元、自宅学習を選択する場合には1人月額3500元が給付される（内政部のホームページ）。

③低所得者

低所得者のためには「社会救助」がある。給付基準は省・特別市ごとに異なっており、受給者は収入によって以下のように分類される（このほか資産に関する制限もある）。給付額は表2のとおりである。

台湾省・福建省——第1款…世帯全員が労働能力・収入・資産に欠け、救助に頼らなければ生活できない場合。第2款…労働能力を有する者が世帯の3分の1以下で、世帯収入を世帯人数で割った額が最低生活費の3分の2以下である場合。第3款…世帯収入を世帯人数で割った額が最低生活費以下で

表2 台湾：社会救助の支給額（2004年度）

	低収入世帯類型	家庭生活補助費	児童生活補助費	就学生活補助
台湾省		(最低生活費標準8,529元/人/月)	(15歳以下)	(高中職以上在学)
	第一款	7,100元/人/月		
	第二款	4,000元/世帯/月	1,800元/人/月	4,000元/人/月
	第三款		1,800元/人/月	4,000元/人/月
台北市		(最低生活費標準13,797元/人/月)	(18歳以下の児童・青少年)	(18歳以上在学)
	第0類(消費性支出0%)	11,625元/人/月, 3人目以降8,719元		
	第1類(≤10%)	8,950元/人/月		
	第2類(≤40%)	4,813元/世帯/月	5,813元/人/月	4,000元/人/月
	第3類(≤55%)		5,258元/人/月	4,000元/人/月
	第4類(≤60%)		1,000元/人/月(6歳以下1人2,500元)	4,000元/人/月
高雄市		(最低生活費標準9,102元/人/月)	(15歳以下孤苦児童)	(高中職以上在学)
	第一類	8,828元/人/月		
	第二類	4,000元/世帯/月	1,800元/人/月	4,000元/人/月
	第三類		1,800元/人/月	4,000元/人/月
福建省		(最低生活費標準6,300元/人/月)		(高中職以上在学)
	第一款	金門5,900元, 連江6,000元/人/月(3人目以降4,425元)		
	第二款	4,200元/世帯/月	金門県: 中学500元/人/月 小学300元/人/月	4,000元/人/月
	第三款			4,000元/人/月

(出所) 内政部社会司ホームページ。

ある場合。

台北市——第0類…世帯全員が無収入である場合。第1類…「0元<世帯全員の平均月収≤1938元」である場合。第2類…「1938元<世帯全員の平均月収≤7750元」である場合。第3類…「7750元<世帯全員の平均月収≤10656元」である場合。第4類…「10656元<世帯全員の平均月収≤13797元」である場合。

高雄市——第1款…世帯全員が労働能力・収入・資産に欠け、救助に頼ら

なければ生活できない場合。第2款…労働能力を有する者が世帯の3分の1以下で、世帯収入を世帯人数で割った額が最低生活費の3分の2以下である場合。第3款…労働能力を有する者が世帯の3分の1以下で、世帯収入を世帯人数で割った額が最低生活費以下である場合。

(2) シンガポール

①高齢者

高齢者の所得保障については、中央積立基金（Central Provident Fund：CPF）という個人口座別の強制貯蓄制度があるだけで、基本的に自助努力に任されている。1999年に発表された「人口高齢化に関する省庁間委員会」の報告書においても、CPF制度の改善については議論されているが、CPF以外の基礎年金制度などを導入する動きは全くみられない（Interministerial Committee [1999]）。

一方、高齢者の医療費については、保健省がミーンズテスト付きの補助を行っている。1カ月の所得が300ドル以下の場合、医療費の75%が補助される。以下、301～700ドルまでが50%、701～1000ドルまでが25%となっている（保健省のホームページ）。

②障害者

障害者に対する年金や手当はない。しかし、政府はいくつかのルートを通じて障害者とその家族を支援している。低所得世帯の障害者に対しては、全国社会サービス協議会の特別援助基金から、移動やリハビリに用いる各種の器具などを購入するための援助がなされている。また、民間福祉組織も様々な援助を行っている（コミュニティ開発省のホームページ）。

③低所得者

低所得者のためには「公的扶助（Public Assistance：PA）」がある。高齢・疾病・障害・家庭環境などのために働くことができず、財産も扶養者もな

表3 シンガポール：公的扶助支給額

世帯類型	月額（ドル）
一人世帯	
大人1人	260
子ども1人	260
2人世帯	
大人2人	445
大人1人, 子ども1人	535
子ども2人	535
3人世帯	
大人3人	510
大人2人, 子ども1人	600
大人1人, 子ども2人	675
子ども3人	675
4人世帯	
大人4人	590
大人3人, 子ども1人	680
大人3人, 子ども2人	755
大人1人, 子ども3人	825
子ども4人	825
5人以上世帯	825（最高額）

（出所） コミュニティ開発省のホームページ。

い場合に受給できる。なお、公的扶助の対象はシンガポール市民権所持者に限られるが、市民権をもたない永住者には同内容の「特別補助金（Special Grant：SG）」が給付される。公的扶助ならびに特別補助金の支給額は表3のとおりである（コミュニティ開発省のホームページ）。

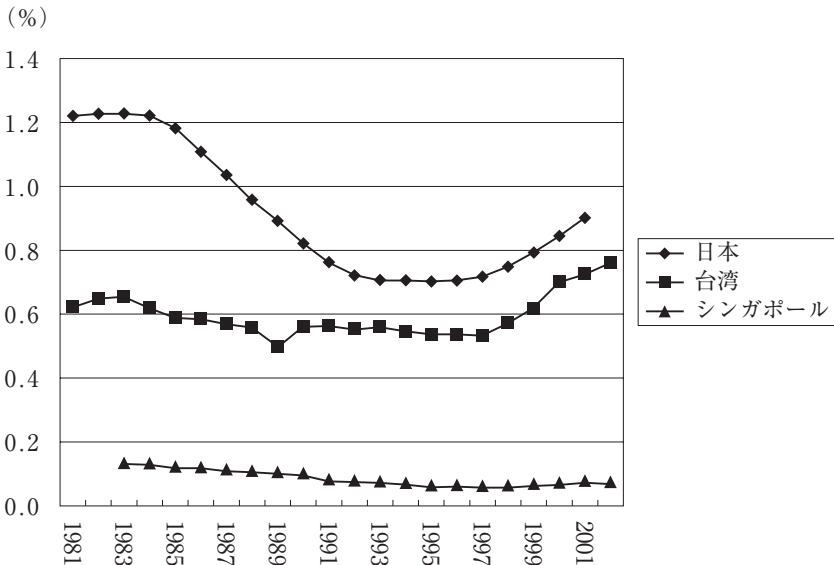
上記2つの制度とは別に、短期的に生活費に困窮した者には、公的扶助と同内容の「短期資金援助（Interim Financial Assistance Scheme：IFAS）」（受給資格は3カ月ごとに見直される）が給付されてきた。2002年度には、IFASを通じて1万人を援助するために、330万ドルの予算が使われたとのことである（労働省のホームページ）。この制度は、2003年10月に「労働支援プログラム（Work Assistance Programme：WAP）」に改編され、職業紹介カウンセリングや職業訓練への参加が義務づけられることになった。

このほか、2人以下の子どもをもつ低所得家族に対して「小家族改善手当（Small Families Improvement Scheme：SFIS）」（1994年施行）が給付されていた

が、これは2004年1月に「持ち家と教育手当（Home Ownership Plus Education Scheme：HOPE）」に改編された。HOPEは、世帯月収が1500ドル以下の家族に対して、子どもが2人以下であることを条件に、奨学金や住宅ローン補助、職業訓練手当などを給付するものである。政府は2004年からの5年間に、1000世帯に対して2760万ドルの支出を見込んでいるという（コミュニティ開発省のホームページ）。

以上のような制度のもとで、実際にどのくらいの人が給付を受けているのだろうか。台湾の社会救助とシンガポールの公的扶助、日本でいえば生活保護制度の保護率について比較してみよう。図3をみると、台湾は日本の水準に近づいてきていることがわかる。もっとも、日本は先進諸国のなかで最も保護率が低いことが知られている（埋橋 [2003]）。それを考えると、シンガ

図3 生活保護率の推移（％）



（出所）日本は、国立社会保障・人口問題研究所編『生活保護に関する公的統計データ一覧』2003年、台湾は、行政院主計処『民国九十一（2002）年社会指標統計』、シンガポールは、*Yearbook of Statistics Singapore*、各年版。

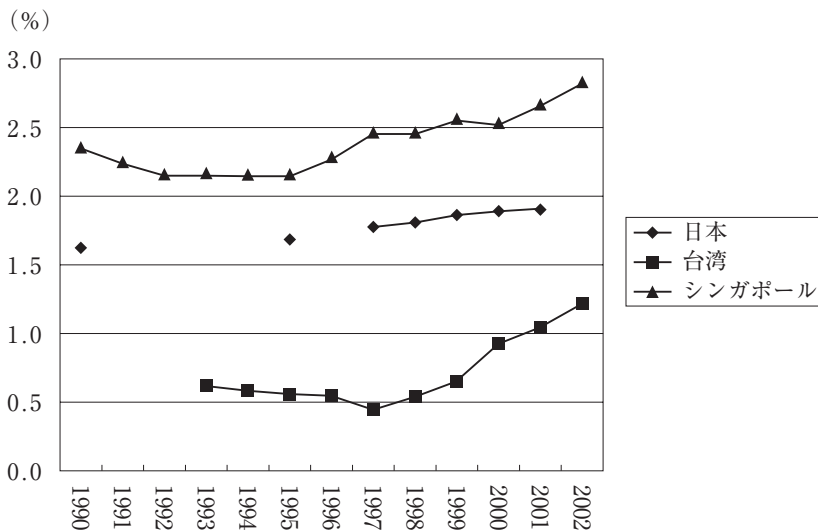
ポールの保護率の異常な低さが際立つ。

以上を要約すれば、台湾では1990年代以降、高齢者や障害者に対する所得保障が拡充されてきており、低所得者に対する公的扶助もそれなりに寛大である。一方、シンガポールでは高齢者や障害者を対象とする所得保障制度が存在せず、低所得者に対する公的扶助も日本や台湾に比べて一桁小さいことがわかる。

2. 福祉サービスの比較

次に、やや断片的なデータからではあるが、福祉サービスの比較を試みたい。図4は、65歳以上高齢者の施設入所率を比較したものである。意外なことに、施設入所率が最も高いのはシンガポールで、日本よりも高くなっている。シンガポールでは家族による老親扶養が奨励されているが、扶養する家

図4 65歳以上高齢者の施設入所率 (%)



(出所) 日本は、厚生労働省『平成13年社会福祉施設等調査』、台湾は、行政院主計処『民国九十一年(2002)年社会指標統計』、シンガポールは、Yearbook of Statistics Singapore, 各年版。

族がない高齢者や、自分で費用をまかなえる高齢者については、施設入所も少なくないようである。一方、台湾では、1990年代末から施設入所率が急上昇してきている。

台湾においても、公的部門だけが福祉サービス供給を担っているわけではない。表4にみられるように、台湾の老人養護施設は公立と私立（財団法人を含む）に分かれる。近年多くなったのは私立の施設であり、表5の台北市の事例でもわかるように、街なかにある私立の小規模施設が最も増加してきている。また、表6の障害者福祉施設をみても、公立はわずかであり、中心になっているのは私立や公設民営の施設である。

一方、シンガポールでは、福祉サービス供給における民間部門の役割がさらに大きい。表7にみられるように、高齢者施設のなかには政府の運営する福祉ホームもあるが、対象は極貧者に限られている。公立施設入所者の割合は、台湾では18%であるのに対して、シンガポールでは13%といっそう低く

表4 台湾：老人養護施設の概況（2003年）

	施設数	入所者数	職員数
公立	34	4,813	1,298
私立	789	21,758	9,125
計	823	26,571	10,423

（出所）内政部「九十二（2003）年内政統計年報」。

表5 台北市：老人養護施設の概況（2003年）

	平均設立年	平均床数	合計床数
市立施設（3カ所）	1979	685	2,056
財団法人施設（22カ所）	1995	37	818
私立施設（176カ所）	1999	19	3,256

（出所）内政部社会司のホームページに掲載のデータより計算。

表6 台湾：障害者福祉施設の概況（2003年）

計	公立	公設民営	私立
236	14	50	172

（出所）内政部「九十二（2003）年内政統計年報」。

表7 シンガポール：高齢者施設の入所者数（2002年）

政府の福祉ホーム	917
シェルタードハウジング／コミュニティホーム	602
民間非営利ナーシングホーム	4,275
民間営利ナーシングホーム	1,360
計	7,154

（出所） *Yearbook of Statistics Singapore 2003*.

なっている。さらに、高齢者以外に対するサービスについても、シンガポールでは政府が直接供給することはほとんどない。前節で述べたように、全国社会サービス協議会のなかにある共同募金会が集めた寄付金をVWOに分配して、サービス供給を委託している。

3. 社会福祉支出の比較

最後に、台湾とシンガポールの社会福祉支出の比較を試みたい。ところが、この比較にも難しさがある。シンガポールについては、公的扶助や福祉サービスに関わる政府支出の統計が公表されていないからである。しかし福祉サービスについては、前述のように共同募金会を経由した支出がほとんどだと思われるので、これを比較対象として取り上げることにする（表8、これは表1を要約したものである）。台湾については、表9のように包括的な統計がある。

台湾の統計には、社会保険支出や医療保健支出など、多くの費目が含まれ

表8 シンガポール：共同募金会の寄付金使途（2001/02財政年度）

（単位：ドル）

児童・青年サービス	1,476,427
コミュニティ保健サービス	3,501,695
障害者サービス	22,819,315
高齢者サービス	2,719,996
家族サービス	4,174,931
合計（GDP比％）	34,692,364（0.02％）

（出所） 全国社会サービス協議会のホームページ。

表9 台湾：社会福祉支出と受益者数（2000年度）

	受益者数（万人）	金額（億元）
社会保険支出		1,604.0
全民健康保険	2,140.1	911.0
劳工保険	791.6	288.0
公教人員保険	63.0	130.0
農民健康保険	178.0	126.0
軍人保険		119.0
社会救助支出		641.0
中低収入老人生活手当	20.5	105.0
6000元受給	10.6	80.0
3000元受給	9.9	25.0
低収入戸生活扶助		39.6
家庭生活補助	5.0	25.5
就学生活補助	1.1	5.6
以工代賑（簡単な仕事の斡旋）	5.2	6.0
子女教育補助	0.1	0.8
祝日慰問	8.4	1.8
福祉サービス支出		1,050.0
退役軍人ホーム	12.0	220.0
障害者・高齢者・児童施設の改善		169.0
老年農民福利手当	63.6	270.0
心身障害者生活扶助		114.0
教養および養護補助		12.0
生活補助		97.0
補助器具補助		6.0
敬老福祉手当	30.0	54.0
国民就業支出		23.0
医療保健支出		267.0
政府社会福祉支出		3,583.0

（出所） 行政院主計処『八十九（2000）年社会指標統計』p.212, 表3。

ている。これに対してシンガポールの統計は、福祉サービスに関する支出しか含んでいない。そこで、台湾の統計のなかの、社会救助支出と福祉サービス支出だけを取り出してみると、1691億元（GDP比1.75%）となる。しかし、これもシンガポールの統計と比較するには無理があるので、試みに、そのなかの「障害者・高齢者・児童施設の改善」という費目だけを取り出して比較することにしたい。この費目に対する支出は、169億元（GDP比0.17%）である。一方、シンガポールの支出総額は、前述のように、GDP比でわずか

0.02%に過ぎない。単純な比較はできないが、わずかの支出でVWOに依存するシンガポールの社会福祉には、かなりの無理があるように思われる。

第3節 福祉レジームの効果

福祉国家と市民社会が社会福祉において果たす役割を、台湾とシンガポールについて比較してきた。それでは、両国における社会福祉のありよう（福祉レジームといってもよい）の違いは、それぞれの社会に暮らす人々にいかなる影響を及ぼしているだろうか。ここでは、(1)高齢者の居住形態、(2)障害者数、(3)所得格差、に関するデータから、福祉レジームの効果を読み取ってみたい。

まず表10は、高齢者の居住形態を比較したものである。シンガポールでは、台湾に比べて「子どもと同居」の割合が高い。一方、台湾では一人暮らしの高齢者も多くなっている。シンガポールで同居率が高いのは、同居を促進す

表10 65歳以上高齢者の居住形態

(%)

	台湾 (1996年)					
	計	男性	女性	65-74歳	75歳以上	台北市
一人暮らし	12.3	14.1	10.1	11.4	14.3	10.5
夫婦二人暮らし	20.6	23.1	17.6	23.0	15.3	17.8
子どもと同居	64.3	59.8	69.7	63.2	66.8	68.6
その他	2.8	3.0	2.6	2.5	3.5	3.1

	シンガポール (2000年)				
	計	男性	女性	65-74歳	75歳以上
一人暮らし	6.6	5.8	7.3	6.5	6.9
夫婦二人暮らし	13.9	19.7	9.3	15.8	10.3
子どもと同居	73.8	69.2	77.4	72.6	76.0
その他	5.7	5.3	6.0	5.2	6.8

(出所) 台湾は、内政部統計処『中華民國八十五(1996)年老人狀況調查報告』。

シンガポールは、Singapore Department of Statistics, *Census of Population 2000: Advanced Data Release*.

る公営住宅政策や、税制上の優遇、1995年に制定された「老親扶養法」など（アン [1995]）、福祉レジームの効果による部分も大きいと考えられる。ちなみに、シンガポールのように7割以上の高齢者が子どもと同居していたのは、日本では1970年代以前のことである。現在の日本の65歳以上高齢者の居住形態（2002年）をみると、一人暮らしが14.2%、夫婦二人暮らしが35.1%、子どもと同居が47.0%、その他が3.6%となっている（厚生労働省「平成14年国民生活基礎調査」）。

次に表11は、台湾とシンガポールの障害者数を表わしている。台湾については、時系列データをとることができる。1990年と2002年の数字を比べると、人口に占める障害者の割合は5倍近くも増えている。これは、高齢化による障害者の増加だけでなく、政府の障害者政策の改善によって、障害を認定される人が増えていることが理由である。この間、「残障福利法」（1980年制定）

表11 心身障害者数

	シンガポール		台湾			
	1987年		1990年		2002年	
	人	%	人	%	人	%
全人口	2,550,000		20,401,305		22,520,776	
心身障害者総数	12,343	0.5	153,824	0.8	831,266	3.7
視覚障害者	1,212	9.8	17,191	11.2	44,889	5.4
聴覚障害者	2,970	24.1	3,848	2.5	89,129	10.7
平衡機能障害者					934	0.1
声音・言語機能障害者			4,389	2.9	10,582	1.3
肢体障害者	2,364	14.4	77,881	50.6	354,903	42.7
知的障害者	4,549	36.9	26,166	17.0	76,976	9.3
多重障害者	326	2.6	24,349	15.8	81,667	9.1
重要器官喪失者					75,323	0.4
顔面損傷者					2,983	0.6
植物状態者					4,631	1.7
痴呆症患者					13,996	0.4
自閉症患者					3,135	8.3
慢性精神病患者	911	7.4			68,763	9.8
その他の障害者	11	0.1			3,020	0.4
難治性てんかん症患者					282	0.0
難病患者					53	0.0

（出所）台湾は、内政部社会司ホームページ（<http://volnet.moi.gov.tw/sowf/05/new05.htm>）。

シンガポールは、Tan and Mehta eds. [2002: 156] より作成。

に代えて1997年には「身心障礙者保護法」が制定されるなど、障害者政策に著しい発展がみられた。第1節で述べたように、その背景には残障連盟などによる立法運動がある。つまり、これも福祉レジームの効果といえるだろう。数字をみると、肢体障害や聴覚障害が大幅に増加したほか、重要器官喪失や慢性精神病などの新たな項目が障害として認められたことがわかる。一方、シンガポールでは1987年を境に、「(障害者統計が) 障害者の人数や必要を正確に捕捉していないと障害者政策審議会が答申したために」(Tan and Mehta eds. [2002: 155]) 障害者統計は作成されなくなってしまった。表1にみられるように、シンガポールの共同募金会から寄付金を受ける障害者団体の受益者数は2万4372人(2001/02年度)となっており、1987年の数字に比べて倍増している。しかし、台湾のような劇的な変化ではない。ちなみに、日本の障害者数(2001年)をみると、身体障害者が324万5000人(厚生労働省「平成13年身体障害児・者実態調査」)、精神障害者が21万3573人(厚生労働省「平成13年度衛生行政報告例」)となっていて、合わせて総人口の2.7%である。台湾は、日本よりも寛大な障害者認定を行っていることがわかる。

表12は、所得格差の推移を比較したものである。一見してシンガポールで不平等度が高いが、とりわけ1997年のアジア経済危機以降、急速に不平等化が進んでいることがわかる。シンガポールの国勢調査報告書は、不平等化の原因として高齢化を強調しているが(Singapore Department of Statistics [2001])、もちろんそれだけでは説明できない。一方、台湾ではそれほど不平等化は進んでいない。経済構造の違いなどの要因もあるにせよ、福祉レジームの効果も大きいと思われる。この点に関連して、台湾については所得再分配効果を測定したデータがある(表13)。Aは所得移転前の格差を表わしており、Bは社会福祉や年金などの給付を行った後の格差、Cは課税後の格差を表わしている。したがって、 $A - B$ は福祉制度の効果、 $B - C$ は税制の効果の大きさを示していることになる。これをみると、(1)シンガポールに比べて、台湾ではもともと所得格差が小さいこと、(2)しかし1990年代以降、福祉制度による再分配効果は顕著に増大してきていること、(3)それに比べて、税制によ

表12 世帯所得格差の推移

	台湾		シンガポール	
	第1五分位に 対する第5五 分位の割合	ジニ係数	第1五分位に 対する第5五 分位の割合	ジニ係数
1990	5.2	0.312	11.4	0.436
1991	5.0	0.308		
1992	5.2	0.312		
1993	5.4	0.316		
1994	5.4	0.318		
1995	5.3	0.317	13.8	0.443
1996	5.4	0.317		
1997	5.4	0.32	13.6	0.444
1998	5.5	0.324	14.6	0.446
1999	5.5	0.325	17.9	0.467
2000	5.6	0.326	20.9	0.481
2001	6.4	0.35		
2002	6.2	0.345		

(出所) 台湾は可処分世帯所得, 行政院主計処『民国九十一(2002)年社会指標統計』。

シンガポールは世帯所得, Singapore Department of Statistics, *Census of Population 2000: Advanced Data Release*.

る再分配効果には著しい変化がみられないこと, などがわかる。福祉レジームの効果は, 台湾の所得格差が抑制されている原因のすべてではない。とはいえ, このデータからは, それが小さくない要因のひとつになりつつあることも読み取れるのである。

おわりに——新興福祉国家論の第二段階へ

本章では, 台湾とシンガポールの社会福祉を取り上げ, そこに表われている福祉国家と市民社会の関係について考察しようとした。

まず, 社会福祉における市民社会の役割に注目するにしても, 福祉国家との組み合わせで捉える必要があることを論じた。台湾とシンガポールでは福祉NPOの性格が異なっており, それぞれ「事業提携モデルの協働型」(台湾)

表13 台湾：所得再分配効果

年	第1五分位に対する第5五分位の割合			所得再分配効果		
	所得移転前 (A)	政府からの 所得移転後 (B)	政府への所 得移転後 (C)	A - B	B - C	A - C
1980	4.31	4.27	4.17	0.04	0.09	0.13
1981	4.33	4.30	4.21	0.02	0.09	0.12
1982	4.41	4.38	4.29	0.03	0.10	0.12
1983	4.51	4.47	4.36	0.04	0.11	0.15
1984	4.54	4.49	4.40	0.05	0.09	0.14
1985	4.64	4.59	4.50	0.04	0.10	0.14
1986	4.78	4.71	4.60	0.08	0.11	0.19
1987	4.88	4.80	4.69	0.08	0.11	0.19
1988	5.05	4.95	4.85	0.11	0.10	0.20
1989	5.18	5.03	4.94	0.15	0.09	0.24
1990	5.53	5.30	5.18	0.23	0.12	0.34
1991	5.32	5.07	4.98	0.24	0.10	0.34
1992	5.57	5.34	5.25	0.23	0.10	0.32
1993	5.76	5.51	5.43	0.26	0.08	0.34
1994	5.79	5.49	5.38	0.31	0.11	0.41
1995	5.93	5.43	5.34	0.50	0.09	0.59
1996	6.19	5.49	5.39	0.70	0.11	0.81
1997	6.25	5.53	5.41	0.72	0.12	0.84
1998	6.49	5.66	5.51	0.84	0.14	0.98
1999	6.47	5.65	5.50	0.82	0.15	0.97
2000	6.57	5.69	5.55	0.88	0.14	1.02
2001	7.67	6.54	6.39	1.13	0.15	1.28
2002	7.47	6.29	6.16	1.18	0.13	1.31
2003	7.32	6.20	6.07	1.12	0.13	1.25

(出所) 内政部『九十一年台湾地区社会發展趨勢調査』2002年。

と「販売店モデルの協働型」(シンガポール)として特徴づけられる。事業提携モデルにおける福祉NPOは裁量と政治的自律性を保持しているのに対して、販売店モデルではそれが怪しくなってくる。

次に、社会福祉において国家が果たす役割をみると、分岐はさらに大きくなる。台湾では民主化を契機として、高齢者や障害者に対する各種手当が拡充され、公的扶助もそれなりに充実してきた。それに対してシンガポール政府は、経済不況や迫りくる高齢化にもかかわらず、基本的には従来の限定的な制度を維持しようとしている。これは、「連帯モデル」(台湾)と「友愛モ

デル」(シンガポール)の分岐として把握できる。

さらに、福祉国家と市民社会のこうした違いが、人々の日々の暮らしにいかにか投影されるのかを探った。高齢者の居住形態や障害者の認定数、所得格差の程度といった点に、福祉レジームの違いは具体的に表われ始めている。「連帯モデル」の台湾ではより多くの障害者が認定される一方、所得格差はそれほど広がっていない。それに対して「友愛モデル」のシンガポールでは、明らかに所得格差が拡大してきている。

最後の点に関連して、新興福祉国家論の今後の課題について一言述べておきたい。新興福祉国家論はエスピン-アンデルセンの研究から影響を受けてきたが、その多くは「類型論」(福祉国家のタイプ分け)や「形成論」(福祉国家の形成要因の探究)を志向してきた。ところが、エスピン-アンデルセン自身やその後の比較研究者たちは、「動態論」(福祉レジームの効果の測定)や「相関論」(社会階層、企業、労使関係、金融といった分野と福祉レジームとの関連の特定)に研究をシフトさせてきている。新興福祉国家の研究においても、今後は動態論や相関論を試みるべきだろう。本章で福祉レジームの効果について論じたのは、いわばそうした新興福祉国家論の第二段階を志向した試みであった。

[注] _____

- (1) ゴー・チョクトン首相(当時)の演説は以下のサイトから引用した。“Speech by Prime Minister GOH Chok Tong at the Swearing-In Ceremony of Mayors of Community Development Council Districts” (www.cdc.org.sg/data/speeches/speeches1.html), “Speech by Prime Minister GOH Chok Tong at the NUS Millennium Lecture” (<http://app10.internet.gov.sg/data/sprinter/pr/2000110404.htm>).

[参考文献]

〈日本語文献〉

ジョン・アン (桂良太郎監訳) [1997] 『シンガポールの高齢化と社会福祉政策

——アジア型社会福祉から学ぶもの』川島書店。

埋橋孝文 [2003] 「公的扶助制度をめぐる国際的動向と政策的含意——二つの要請の狭間にあって」(埋橋孝文編『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房)。

上村泰裕 [2002] 「台湾の国民年金論議・素描——グローバル経済のなかの後発福祉国家形成」(社会政策学会編『経済格差と社会変動』法律文化社)。

—— [2003] 「東アジア福祉論の構図」(上村泰裕・末廣昭編『東アジアの福祉システム構築』東京大学社会科学研究所)。

—— [2004] 「東アジアの福祉国家——その比較研究に向けて」(大沢真理編『アジア諸国の福祉戦略』ミネルヴァ書房)。

黄攻玲 [2003] 「台湾における国民年金制度の計画」(上村泰裕・末廣昭編『東アジアの福祉システム構築』東京大学社会科学研究所)。

レスター・M・サラモン (山内直人訳) [1999] 『NPO 最前線——岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店 (Lester M. Salamon, *Holding the Center: America's Nonprofit Sector at a Crossroads*, New York: The Nathan Cummings Foundation, 1997)。

田中弥生 [2001] 「シンガポール——権威主義的福祉国家の巧みな NGO コントロール」(重富真一編『アジアの国家と NGO ——15カ国の比較研究』明石書店)。

陳水扁 (及川朋子ほか訳) [2000] 『台湾之子』毎日新聞社。

寺尾忠能 [2001] 「台湾——抑圧の対象から「台湾化」の担い手へ」(重富真一編『アジアの国家と NGO ——15カ国の比較研究』明石書店)。

〈中国語文献〉

蕭新煌・孫志慧 [2000] 「一九八〇年代以来台湾社会福利運動的發展——演變與傳承」(蕭新煌・林國明編『台湾的社会福利運動』巨流圖書公司)。

喜瑪拉雅研究發展基金會 [2002] 『台湾300家主要基金會名錄2002年版』
www.foundations.org.tw

呂寶靜編 [2002] 『社会工作與台湾社会』巨流圖書公司。

内政部 [2003] 『九十一年社政年報』内政部。

—— [2004a] 『九十三年内政統計年報』内政部。

—— [2004b] 『内政部九十四年度推展社会福利補助經費申請補助項目及基準』内政部。
<http://sowf.moi.gov.tw/24/94wsststand.htm>

内政部社会司 [2004] 『内政部推展社会福利服務補助經費核撥與未核銷比較表』内政部。

内政部統計処 [1997] 『中華民國八十五(1996)年老人狀況調查報告』内政部。

孫健忠 [1996] 『台湾地区社会救助政策發展之研究』時英出版社。

王增勇 [2000] 「誰代表老人發言——台湾老人福利運動的回顧與展望」(蕭新煌・

林國明編『台湾的社会福利運動』巨流図書公司)。

〈英語文献〉

- Esping-Andersen, Gøsta [1990] *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity Press (G・エスピン-アンデルセン [岡沢憲美・宮本太郎監訳] 『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』 ミネルヴァ書房, 2001年)。
- Gidron, Benjamin, Ralph M. Kramer and Lester M. Salamon [1992] “Government and the Third Sector in Comparative Perspective: Allies or Adversaries?” in Benjamin Gidron, Ralph M. Kramer, and Lester M. Salamon eds., *Government and the Third Sector: Emerging Relationships in Welfare States*, San Francisco: Jossey-Bass Publishers.
- Interministerial Committee [1999] *Report of the Interministerial Committee on the Ageing Population*, Singapore: Ministry of Community Development, Singapore.
- Jones, David Seth [2002] “Welfare and Public Management in Singapore: A Study of State and Voluntary Sector Partnership,” *Asian Journal of Public Administration*, Vol.24, No.1.
- Kramer, Ralph M. [1981] *Voluntary Agencies in the Welfare State*, Berkeley: University of California Press.
- Ministry of Community Development and Sports [2003] *Building a Cohesive and Resilient Society*, Singapore: Ministry of Community Development and Sports, Singapore.
- National Council of Social Service [2003a] *Annual Report 2002/2003: Reaching Out, Changing Lives*, Singapore: National Council of Social Service.
- [2003b] *Assistance Schemes for Individuals and Families in Social and Financial Need*, Singapore: National Council of Social Service.
- Singapore Department of Statistics [2001] *Census of Population 2000: Advanced Data Release*, Singapore Department of Statistics.
- Tan, Ngoh Tiong and Kalyani K. Mehta eds. [2002] *Extending Frontiers: Social Issues and Social Work in Singapore*, Singapore: Eastern University Press.

〈ウェブサイト〉

【台湾】

内政部社会司 www.moi.gov.tw/dsa

農業委員会 www.coa.gov.tw

台北市政府社会局 www.dosw.tcg.gov.tw

台湾社会工作專業人員協會 www.tasw.org.tw

中華民国残障連盟 www.enable.org.tw

中華民国老人福利推動連盟 www.oldpeople.org.tw

【シンガポール】

コミュニティ開発省 www.mcys.gov.sg

コミュニティ開発協議会 www.cdc.org.sg

保健省 www.moh.gov.sg

全国社会サービス協議会 www.ncss.org.sg

シンガポール・ソーシャルワーカー協会 www.sasw.org.sg

シンガポール障害者協会 www.dpa.org.sg

シンガポール高齢者活動グループ www.sage.org.sg